

サステナブルファッションに向けた 経済産業省の取組

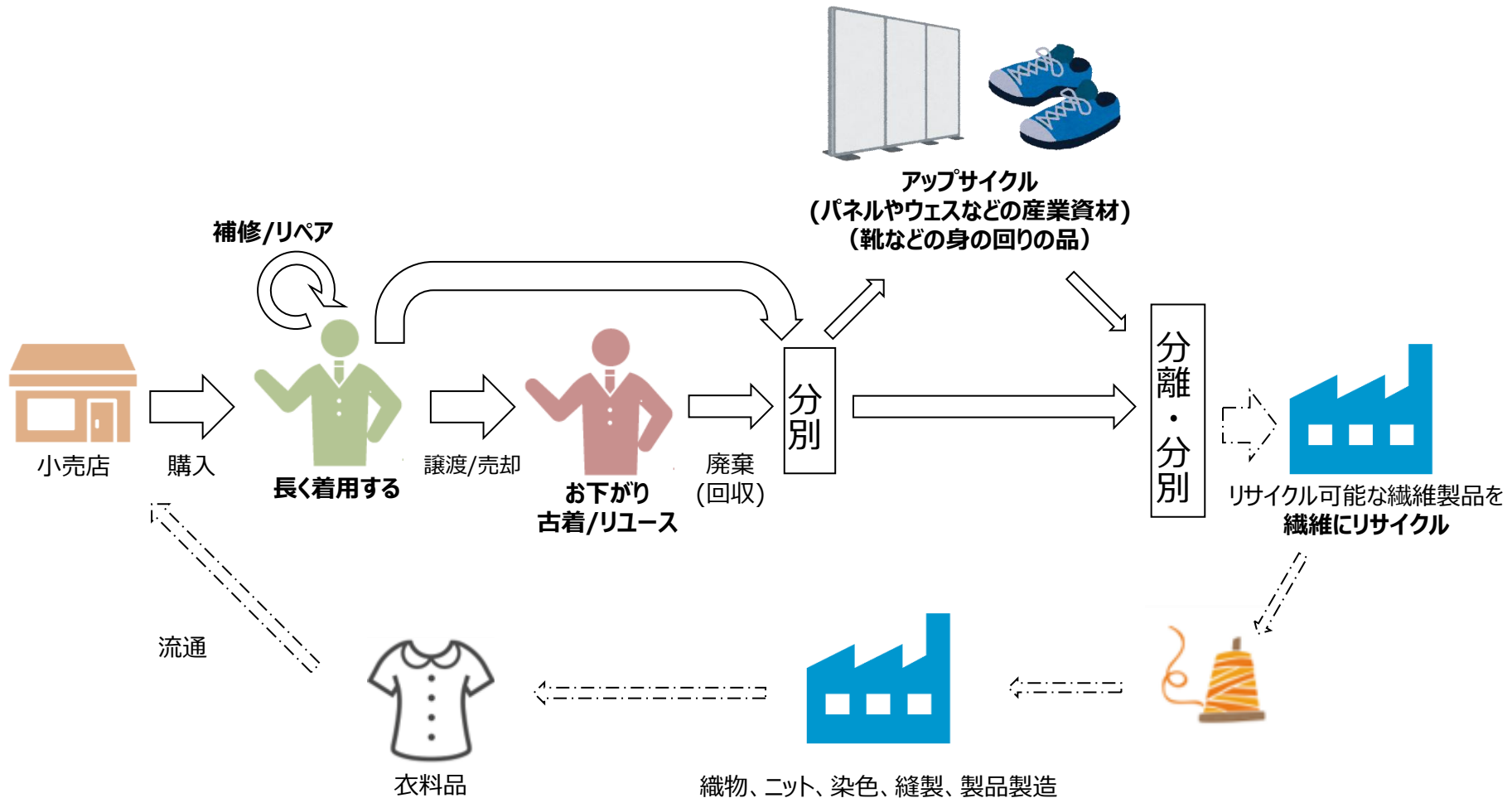
令和5年6月20日

製造産業局 生活製品課 課長 田上 博道

1 資源有効活用に関する取組

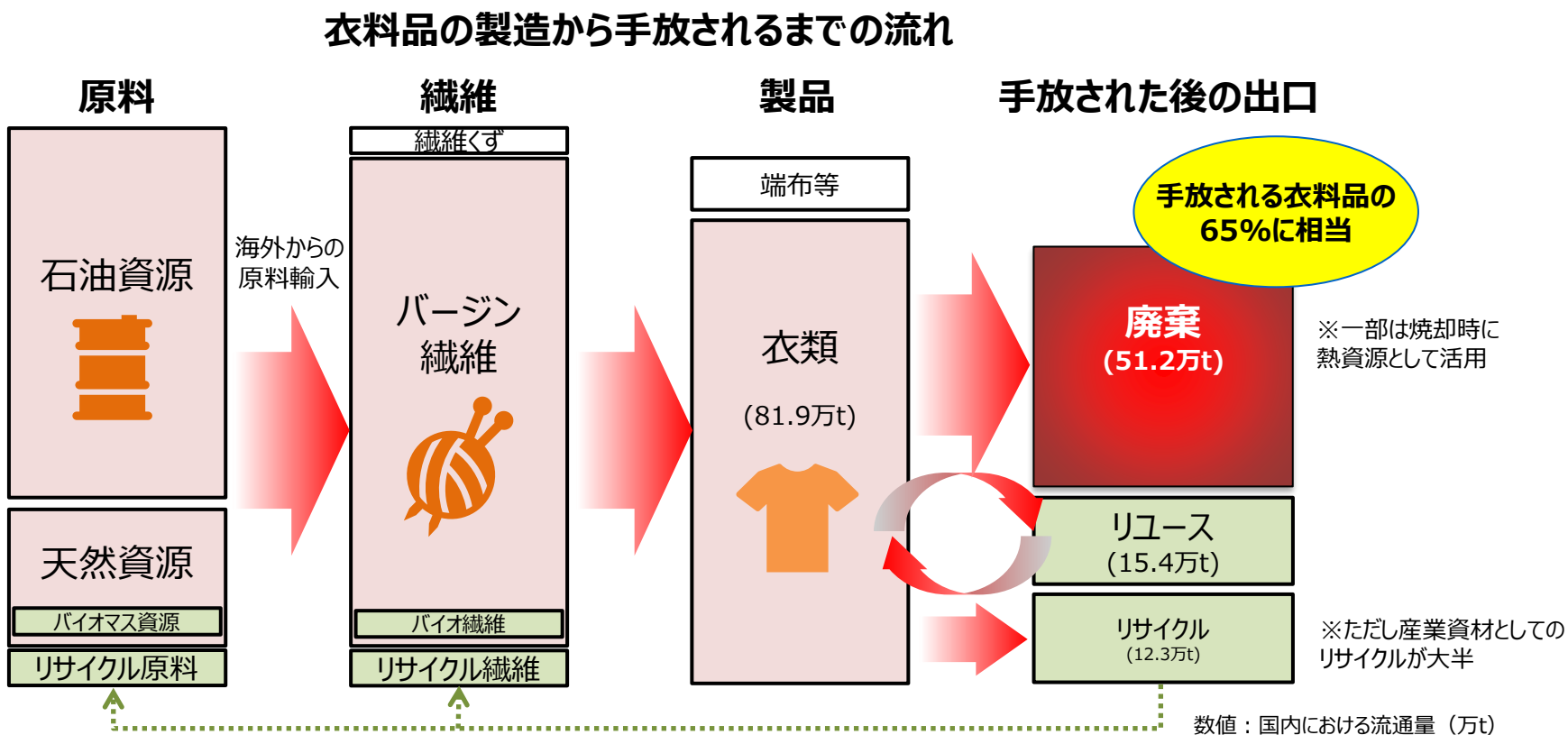
繊維製品（特に衣料品）の循環システムの全体像（イメージ）

- 衣料品を長く着るための衣料品の補修サービスや古着市場でのリユース、新たな価値を付与するアップサイクルなどの取組が進んでいる。



繊維産業における資源活用に関する現状

- 環境省の調査では、年間に約51万トンの衣料品が有効活用されないまま廃棄されている。リユース・リサイクルされる量は、手放される衣類のうちそれぞれ16%、20%にとどまっている。こうした背景を踏まえ、我が国の繊維産業においては、今後、リユースやリサイクルといった繊維資源の有効活用に向けた取組を強力に推進していくことが必要。

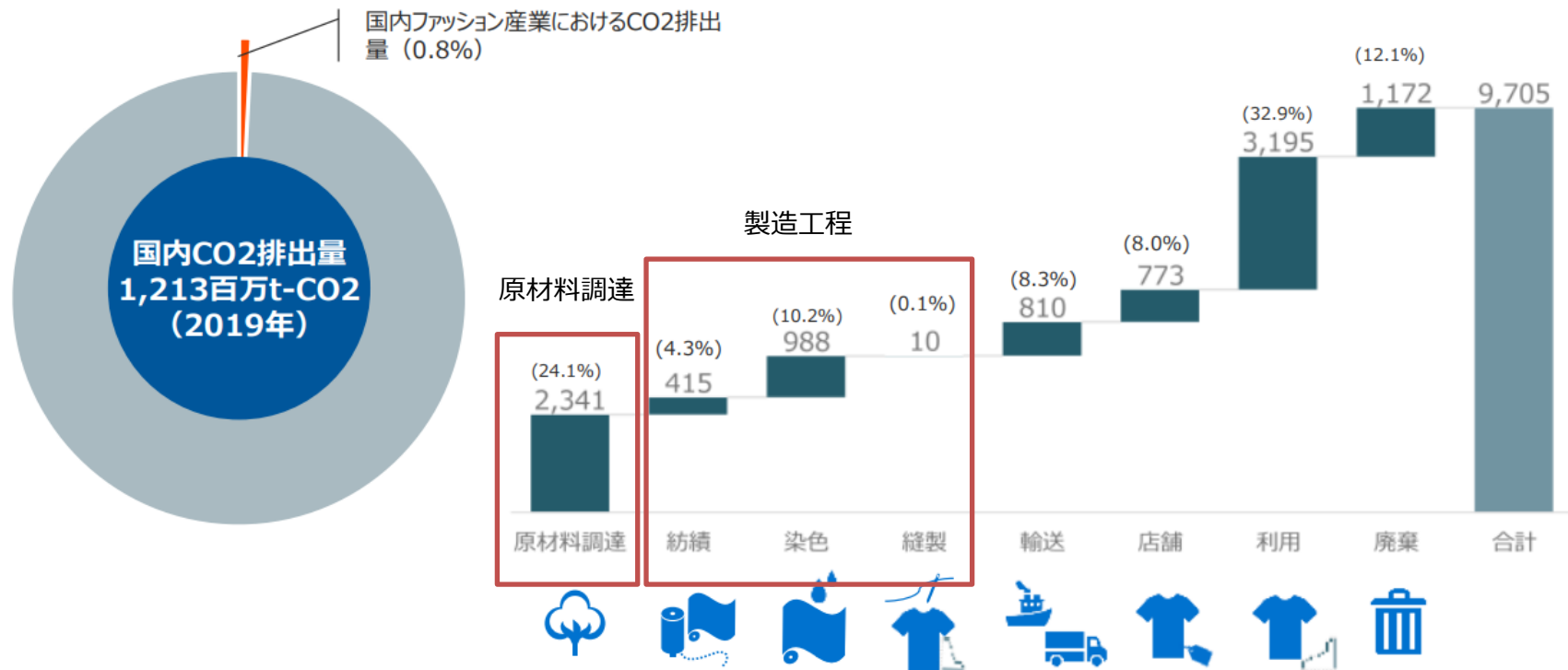


出所：環境省令和2年度「ファッションと環境」調査結果などを元に作成。数値は2020年のもの。

繊維産業において排出されているCO₂排出量

- 国内のファッション産業において排出されているライフサイクルCO₂排出量（原材料調達から廃棄まで）は約970万トン（日本の総排出量の約0.8%）と推計。
- 原材料調達から製造工程で全体の約4割を占める他、廃棄段階でも約1割を占める。

国内に供給されている衣類のCO₂排出量のうち、我が国において排出されているCO₂排出量



出所：Mckinsey「FASHION ON CLIMATE」、ELEN Macarthur foundation「A New Textiles Economy」、Pavan Godiawala*, Noopur Anand**, Jayantilal Mathurbhai Patel「Sky-lighting- A solution to reducing energy consumption in Apparel Sector」貿易統計、生産動態統計、繊維ハンドブック、日本染色協会「「2019年度 低炭素社会実行計画 評価・検証」、各種ヒアリング結果より株式会社日本総合研究所作成

繊維の資源循環に関する課題と取組①

- 繊維資源循環に向けて、リサイクル繊維の定義や識別・表示方法が未整備であることが課題となっている。加えて、製造、販売段階等における環境への影響に配慮した製品設計のための基準を整備する必要がある。
- このため経済産業省では、標準化事業として、令和4年度よりリサイクル・バイオマス製品の定義、評価方法、表示方法のJIS原案を検討するとともに、令和5年度より「環境配慮設計に関するガイドライン」の策定作業を開始したところ。

環境配慮製品の定義・評価方法の規格化

環境配慮製品の課題：

- 繊維リサイクル製品やバイオマス由来製品の定義や表示方法等がない。
- 化学繊維の場合、リサイクル繊維とバージン繊維を見分ける評価、証明手法がない。コストをかけてしっかり製造しても、評価されにくい。



- 日本化学繊維協会において、環境配慮型繊維（リサイクル繊維、バイオ繊維）のJIS策定、ISO化に向けた標準化委員会を設け検討中。
- 評価・検証方法、表示方法を確立し、環境配慮型繊維の製造・販売等の促進につなげる。

環境配慮設計ガイドラインの構成案

資源循環を考慮し、製品ライフステージの各段階において考えられる環境配慮の設計内容を整理

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 繊維から繊維へのリサイクル | 7. 廃棄物の抑制 |
| 2. 易リサイクル設計 | 8. 包装材の抑制 |
| 3. 植物由来原料の使用 | 9. 在庫の抑制 |
| 4. 省エネルギー、GHG排出抑制 | 10. 長期使用 |
| 5. 安全性への配慮 | 11. 洗濯時の繊維くずの発生抑制 |
| 6. 水資源への配慮 | 12. リペア・リユースサービスの活用 |

繊維製品の環境配慮設計に関する事例集 (令和5年4月 経済産業省策定)

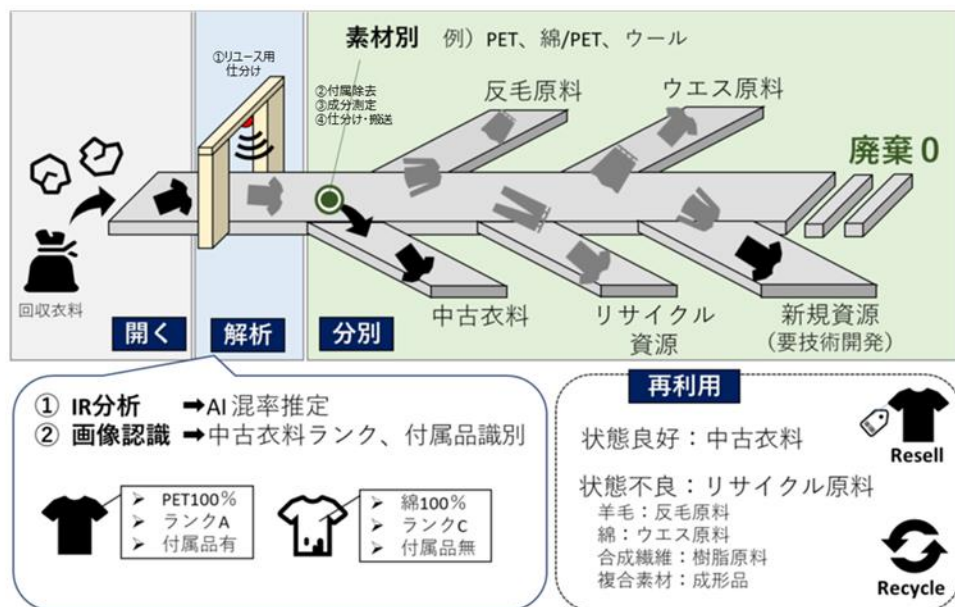


- トレーサビリティ（RFIDの活用等）や環境配慮製品の環境配慮情報等の表示方法も検討。
- 先行事例を示しつつ、活用しやすいガイドラインを策定。

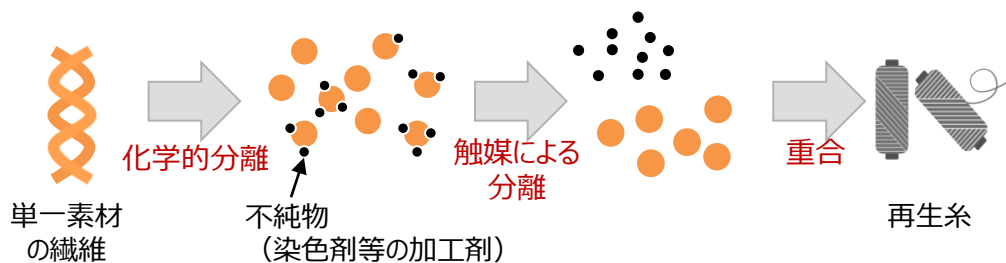
繊維の資源循環に関する課題と取組②

- 今後、繊維資源循環を加速化するためには、回収した衣料品の選別、混紡繊維の分離、リサイクルプロセスの高度化に係る技術開発が必要不可欠。
- 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の先導研究プログラムにて、使用済衣類の自動選別やケミカルリサイクルの研究開発を実施。
- さらに、令和4年度補正予算にて、繊維リサイクル技術の高度化に向けた実証事業を支援。

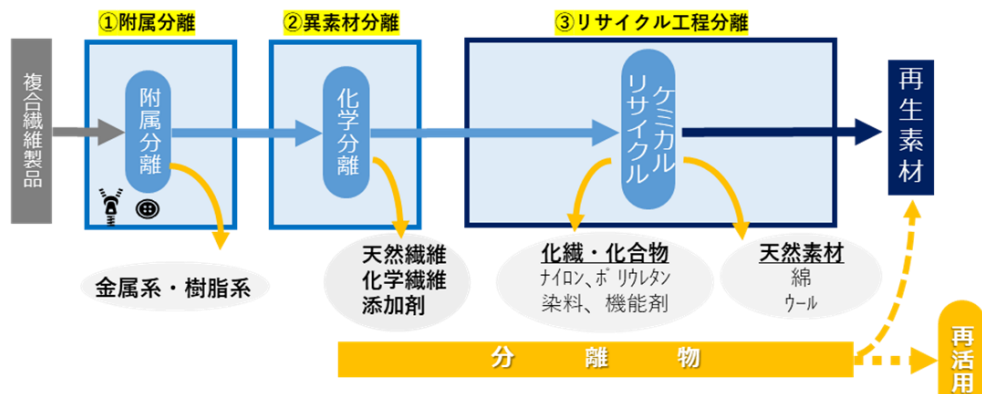
回収された衣料品の自動選別研究開発



単一素材の繊維to繊維の再生技術



複合素材繊維の分離技術



2 労働環境改善に関する取組

ビジネスと人権に関する繊維産業の事例

- 繊維産業においては2013年のラナ・プラザの崩壊をはじめ、国内外企業における人権侵害に関する事例が問題視されている。

1997年 ● 米スポーツメーカー・ナイキの児童労働問題

同社が製品の製造を委託する東南アジアの工場で、児童労働や劣悪な環境での長時間労働などが発覚。NGOがナイキの社会的責任について批判し、世界的な不買運動に。

2013年4月 ● ラナ・プラザ崩壊 ファッション業界最悪の事故

2013年4月24日、バングラデシュで、複数の縫製工場入った複合ビルが崩落。死者1138人、負傷者2500人以上を出す大惨事となった。

2020年3月 ● 豪州戦略政策研究所(ASPI)が“Uyghurs for Sale” を公表 新疆ウイグル自治区から中国各地にウイグル人が移送・工場で強制労働され、その製品が、グローバル企業のサプライチェーンに組み込まれていると批判。



写真：ロイター/アフロ

2020年7～9月 ● 人権侵害への懸念を理由に綿調達の一時停止

PVH, パタゴニア, H&Mなどのグローバルアパレルが、人権侵害への懸念を理由に新疆ウイグル自治区からの綿の調達を1年以内に停止する旨を宣言。

2020年11月 ● 人権侵害を理由とした米国への輸入差し止め

米税関・国境警備局（CBP）が「新疆生産建設兵団（XPCC）・同関連団体生産の綿製品輸入に関する違反商品保留命令」を発出。

「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」について

- 国際的な人権意識の高まりを踏まえ、2022年7月28日、日本繊維産業連盟において、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を公表。
- 本ガイドラインは、ILO(国際労働機関)と協力することにより、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等の**国際スタンダードに則り**つつ、日本の繊維産業の実態を踏まえ、**中小企業にも取り組みやすいよう、確認項目を具体的に提示**。
- **業界全体でディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）への取組強化と、バリューチェーンの強靱化、国際競争力の向上を図ることを目的とする。**

ガイドラインの構成

第一部 本ガイドラインの目的・概要

第二部 自社内における確認と取組

※**受注者（主に中小企業）が、自社において最低限確認すべき事項を、強制労働、ハラスメント、外国人労働者（技能実習生含む）といった項目ごとにリスト化して例示。**

第三部 取引先との関係における確認と取組

※**サプライチェーンを管理する立場である発注者（アパレルや商社）が理解し確認すべき事項を解説。**

第四部 人権デュー・ディリジェンスの全体像

※二部・三部で示した項目の確認方法について、①人権方針の策定、②サプライチェーンの把握・リスクの特定、③リスクの防止・軽減に向けた行動、④効果の監視、⑤報告・公表、というステップ別に解説。また救済制度についても解説。